

## 用途発明の特許性

引用例は一般式を有する有機燐酸エステルの製法であるのに対し、本件発明は、**特定の構造を有する化合物を含有することを特徴とする、特定の効果を有する殺虫剤**であって、発明の範疇を異にするものである。

本件発明の**殺虫剤**が含有する化合物は、引用例に一般式で示された上位概念のうちに包含されるものではあるけれども、引用例には具体的に明記されず、かつ本件発明の殺虫剤は、引用例の全然言及しなかった独立の技術的課題を解決した**別個の発明と解すべき**ものである。

本件発明が含有する化合物を引用特許発明の製法による場合、両者の間には利用関係が成立するとしても、同一発明に対する**二重特許のおそれ**があるものではない。

56 東京高判S38/10/31 有機燐酸エステル殺虫剤事件

## 発明者と管理者

本願発明は、Mが、多孔性現象を発見したことが端緒となったこと、多孔性現象の効果及び有用性などを確認し、検証するために、被告の指導を受けながら、条件等を変え、実験を重ねて、有用性に関する条件を見だし、その結果に基づいて、本件修士論文を作成したことが明らかである。

本件修士論文には本願発明について、その技術的思想の特徴的部分が含まれているので、遅くともMが本件修士論文を作成した時点において、当業者が反復実施して技術効果を挙げることができる程度に具体的・客観的な構成を得たものといえることができ、**本願発明が完成した**ものといえることができる。

原告のMIに対する指導、説明、指示等の具体的内容としては、①水熱化学の分野について一般的な説明をし、実験の手順を説明したこと、②DTA分析を指示したこと、③現象発見の後にSEM写真の撮影を指示したことであるが、①、②については、本願発明とは直接な関係はなく、③についても一般的な指導にとどまる。

そうすると、原告は、MIに対して、**管理者として、一般的な助言・指導を与えたにすぎない**ので、本願発明の発明者であると認めることはできない。

66 知財高判H20/5/29 ガラス多孔体事件

## 特許権譲渡対価請求事件

発明の成立過程を着想の提供と着想の具体化の2段階に分け、①提供した着想が新しい場合には、着想者は発明者であり、②新着想を具体化した者は、その具体化が当業者にとって自明程度のことには属しない限り、共同発明者である、とする見解が存在する。

この見解については、発明が機械的構成に属するような場合には、一般に、着想の段階で、これを具体化した結果を予測することが可能であり、上記①により発明者を確定し得る場合も少なくないと思われるが、発明が**化学関連の分野**の場合には、一般に、着想を具体化した結果を事前に予想することは困難であり、着想がそのまま発明の成立に結び付き難いことから、①を当てはめて発明者を確定することができる場合は、むしろ少ないと解される。

本件についても、細粒核を製造する方法と論文に示された方法を組み合わせるという**着想は、それだけでは結果に結び付くものではなく**、また、着想自体も当業者であればさほどの困難もなく想到するものであって、創作的価値を有する発想ということもできない。